道路占用Q&A (第6回)

浄化槽の占用許可 (その1)

道路局路政課道路利用調整室

(電話)

坂上係員

はい、○○工事事務所です。

住民

ば認めてもらえるのでしょうか?追加されたと聞いたんですが、どのようにすれど。道路の占用許可の対象施設として浄化槽がすいません。あの・・・。中村といいますけ

坂上係員

道路を使用しようとされる場合には、道路管理 道路を使用しようとされる場合には、道路管理 者の許可を受けていただく必要がありますので、事前に当課に来ていただきたいのですが。 あ、それから、占用許可申請書以外に必要な書ットで取り出せますし、申請書以外に必要な書 別等の内容も御覧いただけますので、是非ご利用ください。こちらのホームページアドレスは 同ください。こちらのホームページアドレスは

住 民

わかりました。明日うかがいます。

坂上係員

はなものなんですか? てもらえないかという問い合わせがありました。これまで認めた事例がないので、調べていた。これまで認めた事例がないので、調べていた。これまで認めた事例がないので、調べていた。 いま住民の方から浄化槽の占用を認め

渡邊調長

残されて、年に一回、専門の清掃業者が除去す 「単独処理浄化槽」と水洗トイレ汚水と台所や 配呂などから流される生活雑排水をあわせて浄 化する「合併処理浄化槽」の二種類があるんだ。 合併処理浄化槽の中では、そこに住む微生物 によって汚物が分解、浄化され、浄化された水 だけが放流され、汚泥はそのまま浄化槽の中に だけが放流され、汚泥はそのまま浄化槽の中に

るんだ。

坂上係員

「浄化槽」が追加されたんですか?でも、どうして道路を占用できる物件として

及邊課長

下水道のない地域等では、以前から、家庭から出る生活雑排水が、川や海を汚す原因になっら出る生活雑排水が、川や海を汚す原因になっち出る生活雑排水が、川や海を汚す原因になっく後、設置される浄化槽は、合併処理浄化槽とし、それで処理した後でなければ雑排水を川などに放流してはならないということになったんどに放流してはならないということになったんだ。

も「浄化槽」が明記されたんだ。 ではないかということで、道路法の占用物件にではないかということで、道路法の占用を認めることによっいではないかということで、道路法の占用物件にがはないかということで、道路法の占用物件にある。

注) 浄化槽法の一部を改正する法律(平成

一項第五号に「浄化槽」を明記路法の一部が改正され、道路法第三二条第三年四月一日施行)附則第六条により、道

坂上係員

渡邊課長

(そんなに偉そうに言うことかい?) その点については、仮に「浄化槽」という文言が五号の中にはなかったとしても、「その他これらに類する施設」に該当するものとして占用物件該当性がある。もっとも、それまでに占用許可申当性がある。もっとも、それまでに占用許可申されにしろ、これまでも占用物件該当性があった時ど、その趣旨を明らかにするために特に追加されたということだ、エヘン。

坂上係員

それは課長の見解ですか?

沙邊話者

坂上係員と、国土交通省の人が言っていた。

(そんなに偉そうに言うことかい? まっ、

4

いっか。

討しなければならないのは「許可基準適合性」「占用物件該当性」があるとなると、次に検

渡邊課長

ですよね?

二回~ワールドカップと道路占用(その2)をそう、それが順番だよ。(道路占用Q&A第

坂上係員

参照

私が着任したばかりのころ、課長にW杯のバナー広告や横断幕のことで教えてもらいましたが、路上広告物なんかについては、占用許可基準を定めた通達がありましたよね。浄化槽についてもこんな通達の基準はないんですか? 許可基準適合性の判断に必要な気がしますが・・・。行政手続法第五条でも審査基準を定めないといけないと書いてあるじゃないですか?

行政手続法第五条第一項

香基準」という。)を定めるものとする。 判断するために必要とされる基準(以下「審等をするかどうかをその法令の定めに従って 行政庁は、申請により求められた許認可

渡邊課長

おこうっと。) (続く)ゃあ、その答えは次回に。(それまでに調べて、鋭くなったねぇ、坂上さん。(ヤバイな)じ